

船橋市営住宅指定管理者選定委員会について

設置趣旨

船橋市営住宅は、令和2年第1回船橋市議会の議決を経て、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者により管理運営される公の施設となりました。同年4月～10月には選定委員会が設置、開催され、令和3年度より指定管理者制度が導入されております。

指定管理者制度は、民間の活力やノウハウの活用による質の高い市民サービスを効果的、効率的に提供する観点から、広く公募により選定することが望ましいとされている一方で、いかにして本市が望む条件を満たす指定管理者を選定するかが重要となります。

このため、指定管理者の選定にあたって、専門的な観点から評価・検討するとともに、選定過程の透明性・公平性を図るため選定委員会を設置します。

スケジュール（予定）

第1回選定委員会（令和7年5月14日（水））

- 委員の委嘱
- 委員長の互選
- 募集要項の決定
- 選定方法・評価基準の決定

第2回選定委員会（9月上旬予定 書面開催（予定））

- 書面審査
- 書面審査の合格者の決定

第3回選定委員会（9月下旬～10月上旬予定）

- 面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- 指定管理者候補者の決定